

生徒心得

伊奈高等学校の生徒として、校訓の精神を生かし、誇りと自覚をもって学習に励み、人間としての修養に努め、良き校風をつくりあげる。

1 礼儀

- (1) 人間関係を円滑にし、社会生活を明るくする基本は礼儀であるので、日常生活において常に礼儀を心がけるようにする。
- (2) 常に謙虚な態度で接し、他人に迷惑をかけることのないようにする。
- (3) 来客に対しては会釈をし、本校職員や生徒間においても挨拶を交わすようにする。
- (4) 言葉づかいに注意し、正しく、はきはきと応答する。

2 学習

- (1) 生徒の本分は学習であることを自覚し、予習・復習に心がけ、学力の向上をはかるように努める。
- (2) 教科の学習や部活動を通じて、人格の形成に努める。
- (3) 授業中は定められた座席にて教科学習に専念する。
- (4) 授業中の生徒による携帯電話の使用を原則禁止する。
- (5) テストは監督教師の指示に従って、公明正大に受験し、自分の力を十分に発揮できるようにし不正行為は絶対にしない。

3 登下校

- (1) 始業10分前までに登校し、学習の準備をする。
- (2) 通学に際しては、社会道徳、交通道徳に留意し、交通安全に十分に注意する。
- (3) 部活動・生徒会活動など特別に用件のないときは、17時までに下校する。
- (4) 登下校の際、事故を起こしたり事故にあったときは直ちに学校へ連絡する。

4 校内生活

- (1) 集会、授業等、時間の励行に努める。
- (2) 校舎内では所定の上履を使用する。
- (3) 履物・雨具等は所定の場所に保管する。
- (4) 自転車・原付バイク等は所定の場所に整然と置き、必ず施錠する。
- (5) 所持品には必ず記名し、貴重品の保管には十分に注意する。盗難防止に心がける。
- (6) 金銭・物品の貸借はしない。
- (7) 掲示・印刷物等の配布・貼付、集会等は事前に届け出る。
- (8) 清掃は全員協力して分担区域を清掃し、校内の美化に努める。終了後は班長が担当教師に報告する。
- (9) 常に愛校心をもち、公共物を大切にする。

5 校外生活

- (1) 校外においては常に伊奈高等学校の生徒として品位ある行動をとる。
- (2) 保護者等の承諾なしに、外泊や夜間外出をしない。
- (3) 高校生としてふさわしくない場所には絶対に入出入しない。(好ましくない環境の飲食店・娯楽場など)
- (4) 交通法規を守り、安全には十分注意する。
- (5) 事故や災害にあたり、起こしたとき、又は補導を受けたときは直ちに学校へ連絡する。

6 交友

- (1) 友人と協力して相互の人格向上を図り、誤った行為のないように互いに戒めるようにする。
- (2) 友人間で強制・暴力等の行為は絶対にしない。

7 出欠席

- (1) 病気、その他やむを得ない理由で欠席する者は始業時までには、保護者等が学級担任に連絡する。ただし病気欠席7日以上にわたる場合は、医師の診断書等を添付する。
- (2) 忌引の者は忌引届を提出する。
忌引日数は次の通りとする。父母7日、兄弟姉妹3日、祖父母3日、伯叔父母1日。

- (3) 遅刻した者は、職員室で遅刻証を受領後、静かに入室し担任（学級又は教科）にその遅刻証を提出して着席する。
- (4) 登校後、やむを得ない理由で欠課又は早退する者は学級担任の許可を受ける。
- (5) 校長の許可した対外活動、その他公用で欠席または早退する者は事前に申し出て出席扱いの許可を受ける。

8 アルバイト

学業を重視する視点から、アルバイトはしないことが望ましい。ただし、経済的な事情等により、アルバイトをする必要があるときは、保護者等の同意の下、アルバイト申請書を提出する。また、アルバイトを行う際は以下の（１）～（５）に注意し、該当する場合はアルバイトを中止することがある。

- (1) 夜間勤務（20:00以降）
- (2) 勤務のための住込み
- (3) 風俗営業及びこれに準ずるもの
- (4) 危険を伴うもの
- (5) 学業成績が不振・又は行動に問題がある場合

9 特別指導

校内はもちろん、校外でも法令や学校のルールに違反した生徒に対しては、特別な指導を行う。

運転免許取得に関する規程

1 原付免許

- (1) 免許取得希望者は、保護者等より担任を通じて「運転免許取得申請書」を校長に提出したうえで受験申込みをして受験する。
- (2) 受験は、夏季休業等の長期休業中に限る。平日の受験は認めない。
- (3) 合格し免許が交付されたら1週間以内に「免許取得届」を提出する。
- (4) 運転免許を取得した者は交通法規を遵守し、家庭においても原付バイクの利用は必要最小限にとどめる。

2 自動二輪車免許

免許の取得は認めない。

3 普通自動車免許

- (1) 免許取得希望者は、保護者等より担任を通じて「運転免許取得申請書」を校長に提出したうえで教習所入校の手続きをする。
- (2) 教習開始は3年時の12月1日以降とする。ただし、進路決定者については11月1日以降とする。
- (3) 受講は放課後又は休日とし、受講のための欠席・遅刻・早退は認めない。ただし、検定試験の場合に限り、教習手帳を示し事前に申し出れば欠席し受験できる。
- (4) 受講・受験の際は、校長より交付された「自動車学校通学証」を必ず携帯し、規律ある態度で臨むこと。
- (5) 合格し、免許証が交付されたら、1週間以内に「免許取得届」を提出する。
- (6) 普通自動車免許証交付後も、卒業までは原付バイク以外の一切の車両の運転は認めない。

原付バイク・自転車通学規程

1 原付バイク通学について

- (1) 下記の条件を満たす生徒には、申請によって原付バイク通学を許可する。
 - ① 自宅から学校までの最短距離（インターネット検索）が、8Km以上ある生徒。
 - ② 特別な事情がある生徒。ただし、職員の協議による。

(2) 許可手続き

- ① 原付バイク通学を希望するものは、担任を通じて「原付バイク通学許可願」を校長に提出する。
- ② 原付バイク通学を許可されたものは、「安全運転誓約書」を保護者等同伴の上提出し、許可証とステッカーの交付を受ける。
- ③ 次に該当する生徒には、許可しない。
 - a 基本的な生活習慣が確立していない者
 - ア 申請前の授業日30日間に、正当な理由のない欠席・遅刻・早退の回数の合計が、3回以上の者。
 - イ 上記期間の遅刻が5回以上の者。
 - ウ 生徒指導部による特別な指導を受けている、またはその後学校生活の態度が好転しない者。
 - b 特別な事情による許可の場合において、顧問等の同意が得られない者。

(3) 使用上の遵守事項

- ① 使用バイクは原付バイクで、必ずフルフェイス型のヘルメット（半キャップは認めない）を着用する。
- ② 原付バイクには、学校から交付されたステッカーを後部の見やすい所に貼付する。
- ③ 運転免許証を携帯する。
- ④ 自賠責保険の他、任意保険にも加入する。
- ⑤ 定期的に車両点検を受け、車両の改造、ナンバーの折り曲げ等をしない。
- ⑥ 学校所定の場所に置き、ヘルメットは必ずホルダーにつけ施錠しておく。
- ⑦ 二人乗り、けん引等危険な走行を絶対しない。
- ⑧ (2)の③に該当することがないようにする。ただし、aのイについては、「3回以上の者」と読み替える。
- ⑨ 遵守事項の違反や、交通安全義務違反があった場合は、通学許可を停止または取り消しとする。

2 自転車通学について

(1) 承認手続

自転車通学希望者は担任に申し出る。

(2) 使用上の遵守事項

- ア 整備された車両であり、定期安全点検に合検した車両である。
- イ 自転車防犯登録に加入している。
- ウ 許可ステッカーを、所定の位置に貼付する。
- エ 学校所定の場所に整然と置き、必ず施錠する。
- オ 交通法規を守り、交通安全に十分注意する。
- カ 任意保険に加入する。

(3) 注意・指導

遵守事項に違反したり、交通安全義務違反があった場合は注意指導する。再度の違反の場合は承認を取り消しとする。

服装規程

服装は常にその端正と調和を考え、華美に流れず衛生に留意して伊奈高生としてその品位を保つものでなければならない。

- 1 生徒は定められた制服を着用する。変形と思われる場合には修正を求める。
- 2 コート類
防寒用として着用し、特別な理由がある場合を除いては室内では着用しない。冬期におけるベス

ト・カーディガンの着用は、本校指定のものに限る。

3 靴・靴下

(1) 靴

通学には黒、茶の短皮靴又は運動靴を使用する。

(2) 靴下

白又は紺・黒・茶系の華美でないソックス。冬季については、ストッキング（黒又は肌色）を着用してよい。肌色のストッキングを着用する場合は、必ずソックスを併用する。黒ストッキング着用の場合も紺・黒系の華美でないソックスを併用してよい。

4 頭髪

常に清潔感を保ち、他人に不快感を与えないように注意する。極端な長髪・特異な髪型・パーマ・カール・エクステ（つけ毛）・脱色染色等は禁止する。リボン等着用の際は黒・茶・紺に限る。尚、髪止めもリボンに同じとする。

5 その他

(1) カバン

特に指定はない。（ただし、教科書・体育着等の入るもの）

(2) 体育用運動服

本校指定のものを着用する。体育館では本校指定の体育館履を使用する。

(3) 上履は、本校指定のものを使用する。

(4) 雨具は華美でないものを使用し、自転車に乗る場合は傘の使用を禁止する。

(5) 異装の必要あるときは、事前に所定の様式により校長の許可を受ける。

(6) 化粧、装飾品は禁止とする。

標準服

(冬) 上 衣：ブレザー型、シングル前3ツ釦

スラックス：ワンタック、裾シングル、スネ当て付き

スカート：20本車襷スカート、縦と横のエンジライン（左裾に刺繍入り）

長袖シャツ：釦ダウン、ソフトシャツ、形態安定素材、左胸ポケット刺繍入り

ネクタイ：グレー・グリーンストライプ、ワンタッチタイプ

リボン：エンジ・紺・茶のストライプ、ワンタッチタイプ

ニットベスト：オフホワイト、左胸刺繍入り

カーディガン：ブラック、左胸刺繍入り

(夏) 半袖シャツ：釦ダウン、ソフトシャツ、形態安定素材、左胸ポケット刺繍入り

ポロシャツ：釦ダウン、左胸刺繍入り、配色（紺、白）

夏スラックス：ワンタック、裾シングル、スネ当て付き

夏スカート：20本車襷スカート、縦と横のエンジライン（左裾に刺繍入り）